

平成29年12月26日
健康福祉部障害政策課
地域生活支援係
(内線:2644)

遠隔手話通訳サービスの開始について

聴覚障害者向けに、タブレット端末のテレビ電話機能を利用した遠隔手話通訳サービスを開始します。

1 概要

県庁及び県内施設の窓口において、筆談等では意思疎通が困難な聴覚障害者等に対し、タブレット端末のテレビ電話機能を使い、手話通訳を行うサービスを開始します。これにより、画面上の手話通訳者を通じて、聴覚障害者との円滑な意思疎通が行えるようになります。

本県では、平成27年4月に「群馬県手話言語条例」を施行、平成28年10月に「群馬県手話施策実施計画」を策定し、手話施策に取り組んでいますが、本サービスはこうした取組の一環として行うものです。

2 タブレット端末設置場所

- (1) 群馬県庁1階 総合案内
- (2) 群馬県ふれあいスポーツプラザ（伊勢崎市下触町） 1階受付
- (3) 群馬県ゆうあいピック記念温水プール（渋川市行幸田） 受付

3 利用時間

9時から17時
ただし、土日、祝祭日及び年末年始を除く。

4 開始日

- 平成30年1月5日（金）
※当日、午前9時から報道機関に向けた説明を行います。
ぜひ御参加ください。
- ・ 事業概要の説明
 - ・ (一社) 群馬県聴覚障害者連盟の協力によるデモンストレーション

